

使用開始日 2017.4.14

LM・豪州インカム
資産ファンド
(毎月分配型)／(年2回決算型)

追加型投信／海外／資産複合



	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月分配型	追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (株式・不動産投信))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファミリー ファンド	なし
年2回決算型					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 本書により行う「LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)」および「LM・豪州インカム資産ファンド(年2回決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年4月13日に関東財務局長に提出しており、平成29年4月14日にその届出の効力が生じております。
※上記ファンドを、「毎月分配型」および「年2回決算型」ということがあります。また、総称して「当ファンド」ということがあります。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
 設立年月日 平成10年4月28日 資本金 10億円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆6,579億円
 (平成29年2月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

URL <http://www.leggmason.co.jp>

TEL 03-5219-5940
 (受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。

ファンドの特色

特色1

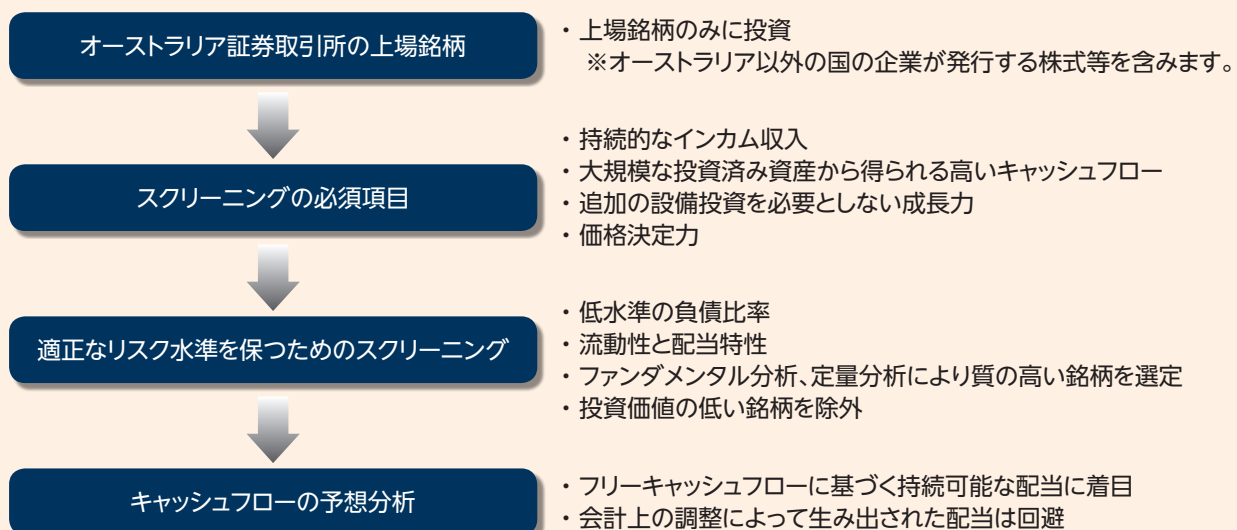
オーストラリアの株式市場に上場しているインフラ関連株式および不動産投資信託等に投資します

- 主に不動産やインフラ関連施設のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託等を中心に投資します。

インフラ関連施設とは…

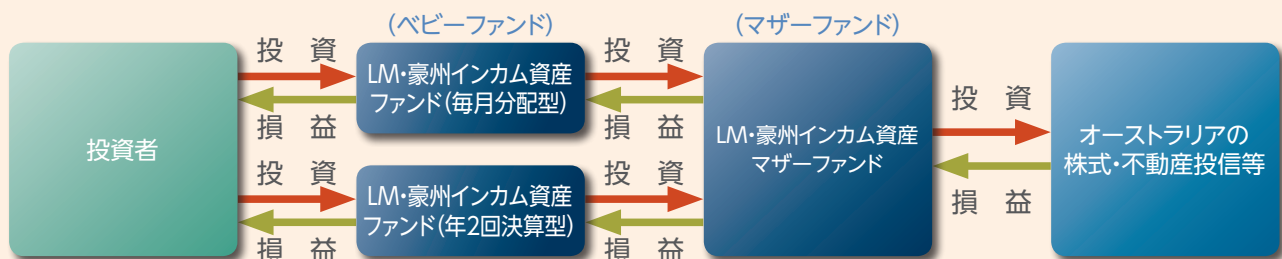
電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等の施設をいいます。

- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 個別銘柄や業種の選定により、オーストラリア株式市場全体に比べてファンドの中長期的な値動きを小さく抑えることを目指します。



※上記プロセスは、今後、変更となる場合があります。

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(「毎月分配型」または「年2回決算型」)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

特色2 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

※資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色3 運用はレグ・メイソン・グループのレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います

- マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」(以下「投資顧問会社」)に委託します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

- ーマザーファンドの投資顧問会社
- ーレグ・メイソン・インクの100%子会社
- ーオーストラリア株式の運用において30年以上の実績を持つ

※レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

特色4 毎月分配型と年2回決算型があります

LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)

毎月の決算時に、安定した分配を行うことを目指します。



LM・豪州インカム資産ファンド(年2回決算型)

年2回の決算時に、元本の成長を重視して分配金額を決定します。



(注)委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記は各ファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)

毎決算時(毎月17日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

LM・豪州インカム資産ファンド(年2回決算型)

毎決算時(毎年1月17日および7月17日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。))および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。))等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

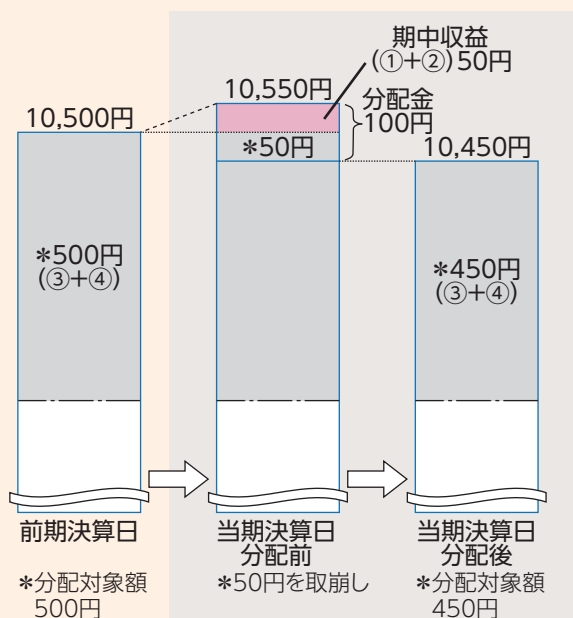
投資信託で分配金が支払われるイメージ



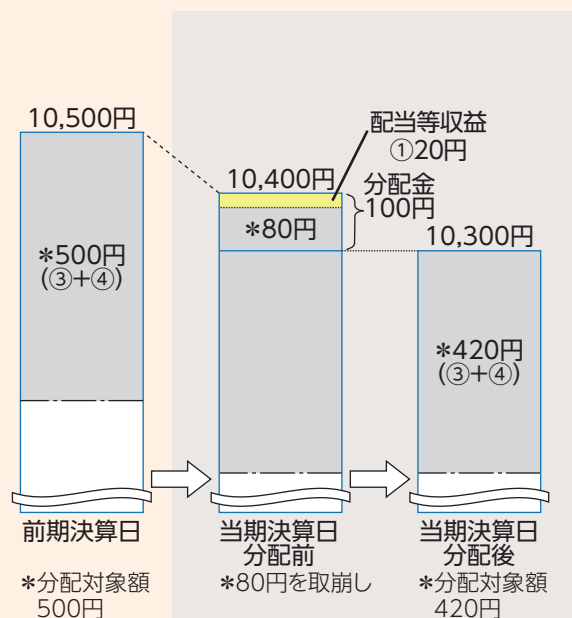
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

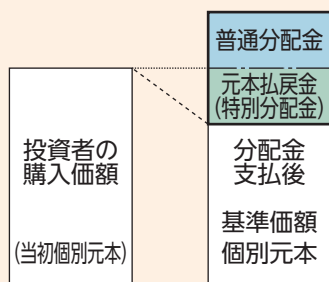


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

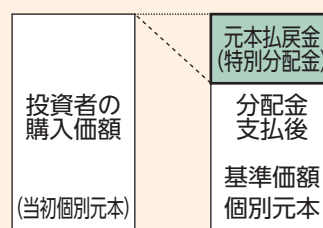
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク(株価が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



不動産投資信託の価格変動リスク(不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク)

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

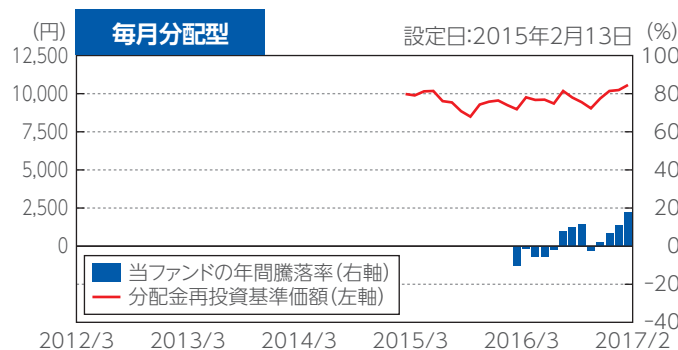
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立したコンプライアンス部門において、関係法令、当ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

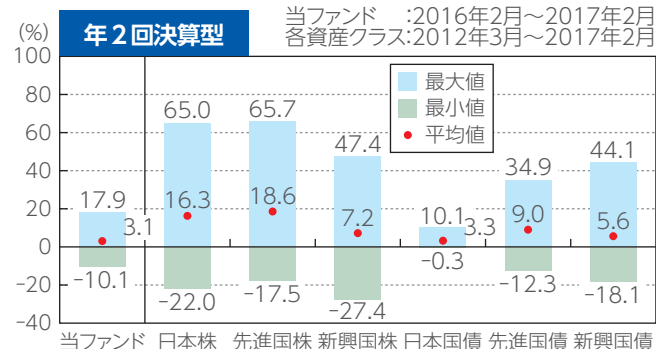
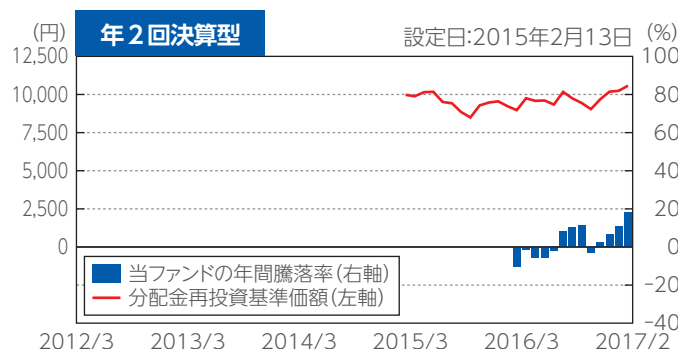
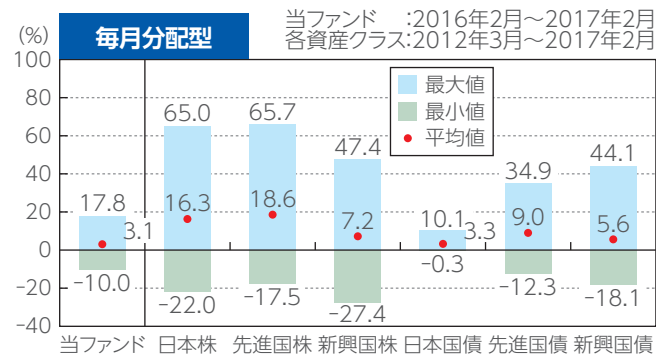
モニタリングの結果は必要に応じて関係部署および社内に設置されたビジネスリスク管理委員会に報告が行われ、問題点の把握および是正勧告等の監督が行われます。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」の留意点

- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」の留意点

- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 当ファンドについては2016年2月～2017年2月の期間の各月末、他の代表的な資産クラスについては2012年3月～2017年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株 …東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(円ベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債…シティ新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

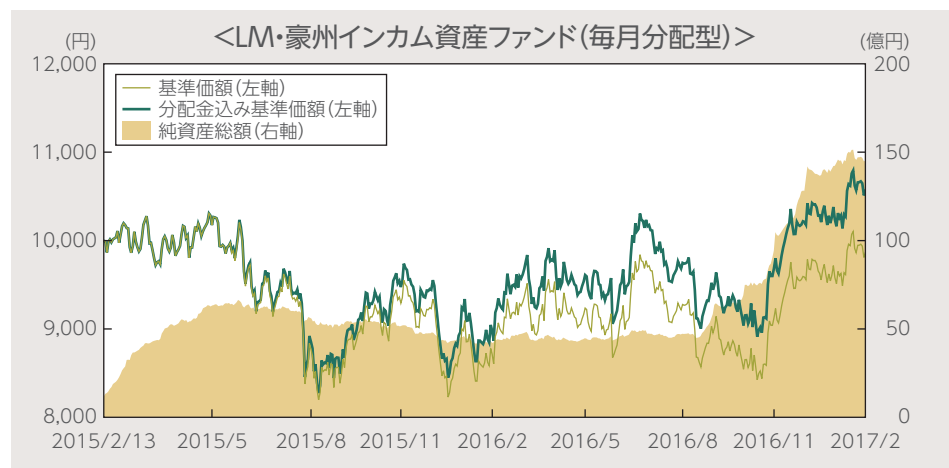
(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、シティ日本国債インデックス、シティ世界国債インデックス、シティ新興国市場国債インデックス:Citigroup Index LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



基準日:2017年2月28日

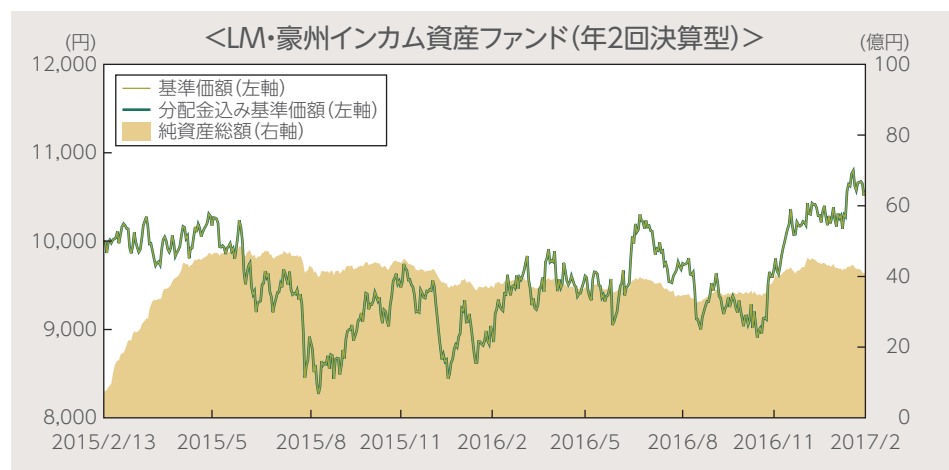
基準価額・純資産の推移



分配の推移／基準価額・純資産

LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)

基準価額	純資産総額
9,867円	145億円
2016年10月	30円
2016年11月	30円
2016年12月	30円
2017年1月	30円
2017年2月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	630円



LM・豪州インカム資産ファンド(年2回決算型)

基準価額	純資産総額
10,577円	41億円
2015年7月	0円
2016年1月	0円
2016年7月	0円
2017年1月	0円
設定来累計	0円

※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

基準日:2017年2月28日

主要な資産の状況(LM・豪州インカム資産マザーファンド)

■ 資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	49.28
投資証券	48.69
現金・預金・その他の資産	2.03
合計	100.00

■ 組入上位10銘柄(組入銘柄数 32)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
TRANSURBAN GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	7.94
STOCKLAND	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	7.70
VICINITY CENTRES	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	7.48
GPT GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	6.42
AGL ENERGY LTD	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	6.41
AUSNET SERVICES	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	5.87
APA GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	5.24
DUET GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	4.62
MIRVAC GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	4.35
MERIDIAN ENER-PARTLY PAID SH	ニュージーランド	オーストラリアドル	公益事業	4.00

■ 業種別組入比率

業種	比率(%)
REIT(投資証券)	48.69
公益事業	35.78
資本財・サービス	13.50
合計	97.97

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※マザーファンド受益証券を、「毎月分配型」は100.05%、「年2回決算型」は100.22%組入れております。

年間収益率の推移

<LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)>



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2015年はファンドの設定日(2015年2月13日)から年末までの収益率、2017年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

<LM・豪州インカム資産ファンド(年2回決算型)>



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2015年はファンドの設定日(2015年2月13日)から年末までの収益率、2017年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までには受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	平成29年4月14日から平成29年10月16日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の 申込受付不可日	オーストラリア証券取引所(半休日を含みます。)、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の 休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。
換 金 制 限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金 制限を設ける場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、「LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)」と「LM・豪州インカム資 産ファンド(年2回決算型)」の間で、スイッチングできる場合があります。なお、スイッチングを 行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せくだ さい。
購 入 ・ 換 金 申込受付の中止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある ときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消 す場合があります。
信 託 期 間	平成37年1月17日まで(平成27年2月13日設定) ※信託期間は延長することがあります。
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 ●各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額 が30億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	<毎月分配型>毎月17日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型>毎年1月17日および7月17日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コー ス」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社 にお問合せください。
信託金の限度額	各ファンド 2,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	1月と7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている 受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の 適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては、「LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)」または「LM・豪州インカム 資産ファンド(年2回決算型)」のいずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳 しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 3.78%(税抜3.50%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し 年率1.782%(税抜1.65%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。 ※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
配分および 役務	委託会社	0.80%(税抜)	委託した資金の運用等
	販売会社	0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
	受託会社	0.05%(税抜)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等
その他の 費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。)等を信託財産から支払います。 その他諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、信託財産から支払われます。 <主要な手数料等を対価とする役務の内容> 売買委託手数料:有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用:海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 監査費用:監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 印刷等費用:印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 上記は平成29年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

